

第5章 計画推進のために

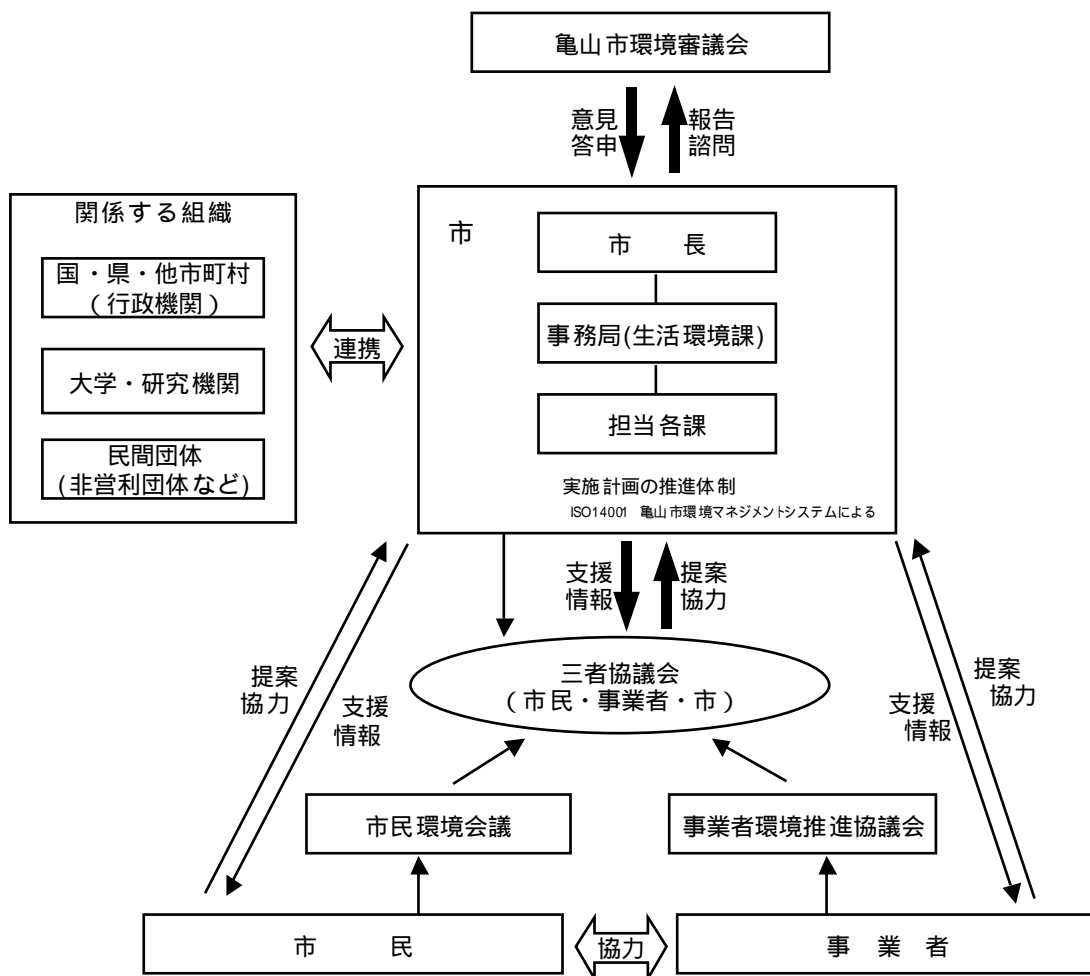
1 節 計画の推進方法

1 . 推進体制の整備

市民・事業者・市の連携と協働のもと、環境施策や重点的取り組みを推進するため、以下の推進体制を整備します。進行管理及び各会議の事務作業は、事務局（生活環境課）が担当します。

主体別の組織としては、市民による市民環境会議、事業者による事業者環境推進協議会を設置し、それぞれの取り組みを実践・普及します。各主体間の協力が必要な取り組みに関しては、市民環境会議、事業者環境推進協議会、庁内組織の各代表で構成する三者協議会を開催し、必要な協議・提案などを行います。

その他の組織としては、国、県や周辺市町村といった行政機関のほか、民間団体とも連携を図ります。また、大学や研究機関などと連携し、情報収集・発信や政策立案を行う組織づくりを進めます。



環境基本計画の推進体制

環境審議会

[役 割] 市長の諮問に応じ、本計画の見直し、その他の環境に関する重要事項について公正かつ専門的な立場から審議及び調査を実施します。また、本計画の進捗状況等については、年次報告書により報告を受け、当該年度の取り組み及び次年度の実施計画に対する妥当性を評価します。

[構成員] 市民代表、事業者代表、関係行政機関職員、有識者等

三者協議会

[役 割] 各主体間の協力が必要な取り組みに関する協議、行政に対する提案などを行います。また、本計画の見直し作業も三者協議会が中心となって行います。

[構成員] 市民環境会議代表、事業者環境推進協議会代表、行政代表

市民環境会議

[役 割] 個人でできる環境に配慮した取り組み、市民団体で取り組む活動の実践・検討などを行います。新たな計画、制度等を開始する際は、自治会を通じて周知するとともに、意見を求めます。

[構成員] 市民団体の代表、自治会代表、公募市民

事業者環境推進協議会

[役 割] 環境に配慮した取り組みの実践、検討、調査への協力などを行います。新たな計画、制度等を開始する際は、商工団体ルートを活用して周知するとともに、意見を求めます。

[構成員] 市内事業者、商工団体

事務局

[役 割] 年次報告書（当該年度の取り組み、環境の現況、実施計画を含む）の作成、各会議の運営、環境に関する情報・意見の収集や資料の作成など、本計画の推進に必要な事務作業を行います。

[構成員] 生活環境課

2. 進行管理の方法

本計画の推進は市長が行い、進行管理は「実施計画の作成、施策の実施、評価、見直し」を繰り返す方法を用います。

実施計画の作成

本計画に示す施策は、概ね10年間の取り組み内容と目標を設定したうえで、年度ごとの取り組み内容と目標を定めた実施計画を作成し、ISO14001 亀山市環境マネジメントシステムにより進行管理します。

施策の実施

担当各課は、実施計画に基づき施策を実施します。

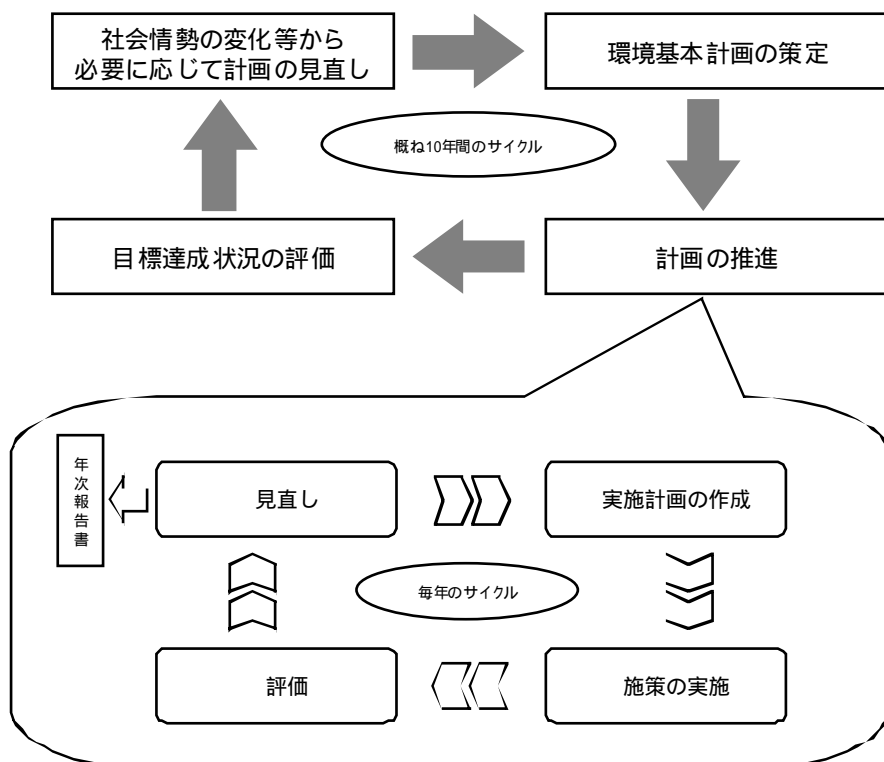
評価

担当各課は、年度末に達成状況を内外評価して市長に報告します。

見直し

市長は、担当各課の内外評価結果をもとに、改善すべき事項などについて見直します。事務局は、環境の現況、市長の見直し結果、次年度の実施計画予定と合わせて年次報告書に整理します。年次報告書は、環境審議会で承認を得た後、関係組織に配布するとともに広報やホームページなどで公表します。

なお、公表により寄せられた意見・提言は、事務局が整理して市長に報告し、環境審議会などの関係組織へ諮って本計画に反映させていきます。



2 節 財政的・経済的措置

本計画の推進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。また、国や県等の補助制度を調査し、積極的に活用します。

環境対策費用の公平な負担を図るため、市民や事業者の理解と協力を得るよう配慮しつつ、各種使用料や手数料の見直し、新たな負担を伴う措置について検討を行います。また、新たな財源確保、緊急的な財政措置として、環境保全基金制度の導入などについても検討していきます。

3 節 計画の見直し

本計画は、2024 年度（平成 36 年度）を目標年度としていますが、重点的取り組みの目標年度である 2014 年度（平成 26 年度）を目途に見直すこととします。ただし、この間の環境に対する科学的知見等の向上や社会情勢の変化などに応じて、環境審議会、三者協議会と協議しながら随時計画の見直しを行います。